

1-1 適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、沖縄県農林水産部所管の農業農村整備事業、海岸保全施設整備事業及び地すべり対策事業（以下「農業農村整備事業等」という。）に係る測量業務及びこれに類する業務（以下「測量業務等」という。）を実施する場合、土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 本業務において使用する計量単位については、国際単位系（S I）によるものとする。

1-2 作業実施

測量業務等は、「沖縄県農林水産部測量作業規程（変更承認年月日平成24年9月6日付け承認番号国国地第95号）」（以下「規定」という。）により実施するものとする。

1-3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、沖縄県財務規則第2条第7号の規定に基づく契約担当者をいう。
- (2) 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- (4) 「検査職員」とは、測量業務の完了の検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、測量業務の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- (6) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- (7) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (8) 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約約款の策定について（平成23年4月1日付け農企第317号）」の別添「土木設計業務等委託契約書」をいう。
- (9) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (10) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用す

べき諸基準を含む。)を総称していう。

- (11) 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
- (12) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (13) 「現場説明書」とは、測量業務の入札に参加する者に対して発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (14) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (15) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (16) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。
- (17) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- (18) 「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し、あるいは受注者が発注者若しくは調査職員に対し、測量業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- (19) 「報告」とは、受注者が調査職員に対し測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (21) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (22) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (23) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (24) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (25) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、測量業務に係わる書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。
- (26) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- (27) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (28) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをい

う。

- (29) 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者等と調査職員が面談により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (30) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (31) 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって再契約する者をいう。
- (32) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
- (33) 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。
- (34) 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が請負者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (35) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

1-4 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

1-5 設計図書の支給及び点検

- 1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

1-6 調査職員

- 1. 発注者は、測量業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 4. 調査職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

1-7 管理技術者

1. 受注者は、測量業務における管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき測量業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
3. 管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し業務を実施しなければならない。
6. 受注者又は管理技術者は、屋外における測量業務に際しては適宜、使用人等に、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに測量業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-8 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものは除く）
2. 測量作業における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

1-9 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1-10 打合せ等

1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 管理技術者等と調査職員は、測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにお

いて、打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議するものとする。

1-11 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1)業務場所 | (2)業務内容及び方法 |
| (3)業務工程 | (4)業務組織計画 |
| (5)打合せ計画 | (6)成果物の品質を確保するための計画 |
| (7)成果物の内容、部数 | (8)使用する主な図書及び基準 |
| (9)連絡体制（緊急時含む） | (10)使用機械の種類、名称及び性能 |
| (11)その他 | |

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を指示しなければならない。

1-12 業務実績データの作成及び登録

受注者は、委託料が100万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約担当者の確認を受けた後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、業務完了時は完了後10日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、調査職員へ確認依頼をする。

調査職員は、業務カルテ確認システムを利用して電子的な承認を行った後、AGRISセンターと受注者に承認済みファイルを送付する。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

1-13 資料等の貸与及び返却

1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに調査職員に返却するものとする。

3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならな

い。

1-14 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

1-15 地元関係者との交渉等

1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明及び交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は発注者と協議のうえ定めるものとする。

1-16 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去、又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者及び占有者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、

設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、業務終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

1-17 成果等の点検

受注者は、観測、計算簿等の点検した箇所には、赤色の検付を付し、点検者の氏名及び点検年月日を記入するものとする。

1-18 成果物の提出

1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合は履行期間途中においても成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、「測量成果電子納品要領（案）」、「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】」を参考として、作成した電子データを電子媒体で提出するものとする。また当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」（http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html）によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を実施するものとする。

「要領」で特に記載がない項目については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。

1-19 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1-20 検査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出してなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 測量業務成果物の検査

(2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】」を参考にするものとする。

1-21 修補

1. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができる。
2. 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

1-22 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に定める不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

- (1) 1-16土地への立ち入り等、第1項に定める土地への立入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

1-23 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務等契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、測量業務履行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 1-22条件変更等の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

1-24 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でな

いと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1-25 一時中止

1. 契約書第20条第1項の規定により次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、1-33臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務の進捗が遅れたため測量業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
 3. 前2項の場合において、受注者は、屋外で行う測量業務の現場の保全については調査職員の指示に従わなければならない。

1-26 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1-27 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害について、又は契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第40条の規定するかし責任に係る損害が生じた場合

(3) 受注者の責により損害が生じた場合

1-28 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない

1-29 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委任することはできない。
 - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委任にあたっては発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委任にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量業務を再委任に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は沖縄県農林水産部の指名停止期間中であってはならない。

1-30 成果物の使用等

1. 受注者は、特別の定めがない場合には、契約書第6条第5項の定めに従い発注者の承諾を得て、単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

1-31 守秘業務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、成果物の発表に際しての守秘義務については、1-30成果物の使用等第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

1-32 安全等の確保

1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う測量業務に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、

通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (2) 受注者は、測量業務実施中管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り指導、監督に努めなければならない。
5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
6. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、板囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公庁の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
9. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

1-33 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を調査職員に報告しなければならない。

2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質又は履行期間の遵守に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるとする。

1-34 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

1-35 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出書類	該当文書		様式有無	受注者書類作成の必要性	調査職員への提出	受注者保管 調査職員へ提示	その他調査職員へ提出する必要があるが無し	備考
		共通仕様書	契約約款						
①着手時	調査職員通知書	測仕1-6	第9条	有				○	
	業務工程表	測仕1-11	第3条	有	○	○			
	業務計画書			有	○	○			
	管理技術者等通知書	測仕1-7、1-8	第10条	有	○	○			経歴書を添付して提出する。
②随時	身分証明書交付願	測仕1-16	—		○	○			
	履行報告書	測仕1-34	第15条	有	○	○			実施報告書を添付して提出する。
	業務一部再委託承諾願	測仕1-29	第7条	有	○	○		○	
	業務一部再委託承諾書			有					
	業務一部再委託通知書			有	○	○			
	是正等の措置請求について (発注者が是正を請求する場合)	—	第14条第1項	有				○	
	是正等の措置請求について (受注者が是正を請求する場合)	—	第14条第3項	有	○	○			
	是正等の措置結果について	—	第14条	有					
	業務条件確認請求書	測仕1-22	第18条	有	○	○			
	業務条件調査結果通知書			有				○	
	業務の(全部・一部)一時中止について	測仕1-25	第20条	有				○	
	業務の(全部・一部)一時中止の(全部・一部)再開について			有				○	
	履行期間変更請求書 (受注者が請求する場合)	測仕1-24	第22条第1項	有	○	○			延長理由、延長日数の算定根拠、変更工程表等を添付して提出する。
	履行期間変更請求書 (発注者が請求する場合)		第23条第1項または第2項	有				○	発注者の請求により、履行期間を短縮した場合、受注者は業務工程表を修正し提出すること。
	協議開始日の通知について	測仕1-24	第24条第2項 第25条第2項 第30条第2項	有				○	
	臨機の措置実施通知書	測仕1-33	第26条	有	○	○			
	臨機の措置実施請求書			有				○	
	天災その他不可抗力による損害通知書	測仕1-22	第29条	有	○	○			
	天災その他不可抗力による損害確認通知書			有				○	
	天災その他不可抗力による損害額請求書			有	○	○			
	設計図書の変更について	測仕1-22 測仕1-23	第30条	有				○	
	成果物の(全部・一部)使用承諾書	測仕1-28	第33条	有	○	○			
	業務履行部分確認請求書	—	第36条の2	有	○	○			
	業務(指定・引渡)部分完了通知	測仕1-18	第37条	有	○	○			
	解除通知書	—	第42, 43, 44条	有					
	打合せ記録簿(指示・請求・通知・報告)	測仕1-10	第2条	有	○	○			
	事故速報	測仕1-32	—		○	○			
事故報告書				○	○				
休日・夜間作業届	測仕1-35	—		○	○				
業務完了通知書	測仕1-20	第31条	有	○	○				
電子納品成果物(CD)	測仕1-18	—		○	○				
修補完了報告書	測仕1-21	第31条	有	○	○				

※様式は、沖縄県農林水産部委託業務関係様式集を参照すること

測量業務共通仕様書【農業農村整備編】

2013年4月

編集 沖縄県 農林水産部 農村整備課 技術管理班

ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/nouson/index.html>

電話 098-866-2290

FAX 098-866-2264
